

# 障害者雇用に係る雇用率算定の特例拡充

(障害者雇用創出事業 平成28年9月1日 国家戦略特別区域法第20条の4)

## 特例措置前

○現在、特例子会社や事業協同組合等※1を活用した障害者雇用に係る雇用率算定の特例制度※2がある。

※1 事業協同組合、商工組合、商店街振興組合又は水産加工業協同組合

※2 障害者の雇用機会の確保(法定雇用率=2.2%)は個々の事業者ごとに義務付けられているが、一定の要件を満たす場合に複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度

(規制の根拠)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)法第45条の3

## ニーズ

○中小企業による障害者雇用を推進するため、実雇用率の通算が可能となる組合について、現在の事業協同組合等から、有限責任事業組合(LLP)をその対象に加えてほしい。

## 特例措置

○事業協同組合等を対象とした障害者雇用に係る雇用率算定の特例制度について、有限責任事業組合(LLP)をその対象に加える。

※ 現行の特例制度の対象である事業協同組合に比べ、LLPは、設立の手続きが簡素であり、異業種でも共同して設立しやすい等の特性がある。

## 効果

○中小企業による障害者雇用が推進される。